

## 公立大学法人青森公立大学授業料全額免除に関する要綱

平成21年4月1日制定

改正 平成23年 1月25日

### (目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人青森公立大学授業料等規程施行細則（平成21年規程第5号。以下「細則」という。）第4条第1項第2号から第4号までの規定により授業料の全部を免除する場合の基準を定めるものとする。

### (学業成績の基準)

第2条 細則別表第2号から第4号までに規定する授業料の全部を免除できる場合の学業成績の基準は、次のとおりとする。

- (1) 1年次生については、1年次春学期に標準単位数を修得し、かつ、当該学期のGPAが3.50以上の者
- (2) 2年次生及び3年次生については、前年度の春学期及び秋学期（授業料の免除が秋学期に係るものであるときは、前年度の春学期及び秋学期並びに当該年度の春学期）に標準単位数を修得し、かつ、直近の学期のGPA及び累積GPAがともに3.50以上の者
- (3) 4年次生については、3年次の修得単位数が34単位以上で、直近の学期のGPA及び累積GPAがともに3.50以上の者

### (人物の基準)

第3条 細則別表に規定する授業料の全部を免除できる場合の人物優秀の基準は、学習活動その他生活の全般を通じて態度及び行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあると認められるものであることとする。

### 附 則

#### (実施期日)

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

### 附 則（平成23年1月25日）

#### (実施期日)

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。